

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 27 年度における公定価格（施設型給付等）がとりまとめられる
～子ども・子育て会議（第 22 回）、基準検討部会（第 26 回）合同会議開催～… 7

◆平成 27 年度における公定価格（施設型給付等）が とりまとめられる◆

～子ども・子育て会議（第 22 回）、基準検討部会（第 26 回）
合同会議開催～

平成 27 年 2 月 5 日（木）、国の「子ども・子育て会議（第 22 回）、基準検討部会（第 26 回）合同会議」が開催されました。

前回の会議で示された「平成 27 年度予算案において子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実等のために確保される 0.5 兆円」を前提に、平成 27 年度における公定価格が提示され、質疑意見を経て、とりまとめとされました。

これまで、公定価格については、昨年 5 月末に仮単価*として示されていましたが、平成 27 年度における施設型給付等の公定価格の単価について、次頁の 2 点を除き、加算項目も含め、公定価格の仮単価と同内容となりました。

今回とりまとめとなった「公定価格単価表」及び子ども・子育て会議の資料は、下記 URL から、または「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

*仮単価：平成 29 年度に消費税増収分 0.7 兆円が充当され、「量の拡充」及び「質の改善」を実現する際の公定価格として、昨年 5 月末に示されたもの。なお、平成 27 年度における各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく「量の拡充」が 8.2 万人であることから、すべての「質の改善」項目を実施しても、その算定根拠となる利用者数及び従事者数が平成 29 年度時点に比べて少なくなることから、0.5 兆円で充足する。

【公定価格の仮単価と異なる点（基本的に増額要素）】

①公定価格に関する調整課題に対する対応の反映

- ・現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の経過措置
- ・大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し（1号定員に係るチーム保育加配加算）
- ・小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善
- ・事業所内保育事業に対する減価償却費加算

②平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定内容の反映

- ・平成26年度の国家公務員給与の改定の反映（保育士に係る人件費+2.0%など）
- ・平成27年度の国家公務員給与の改定の反映（地域区分の見直し7→8区分など）

地域区分が7区分から8区分に見直されたことで、一部地域は従来に比べ低く区分されていますが、経過措置（平成31年度までの5年間）がとられ、経過措置の間に減額となる地域はありません。各自治体の地域区分は、前回会議資料*に一覧が記載されているので、ご参照ください。

*内閣府ホームページ>子ども・子育て会議 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「子ども・子育て会議(第21回)、基準検討部会(第25回)」資料6 平成26年度国家公務員給与改定に伴う公定価格等の取扱いについて>ページ9 現行の保育所運営費の地域区分と、地域手当の支給地域の変更に伴う新制度の地域区分の比較(経過措置反映後)

そのほか、「子育て支援員研修*」について、基本研修ならびに専門研修のカリキュラム案が示されました。

*研修が**従事要件**となる事業:小規模保育事業(保育従事者)、家庭的保育事業(家庭的保育補助者)、事業所内保育事業(保育従事者)、一時預かり事業(保育従事者)

研修の**受講が推奨される**事業:放課後児童クラブ(補助員)、乳児院・児童養護施設等(補助的職員)

平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」施行に向けては大方の議論を終えたとして、今回は、3月19日(木)に開催される予定です。